

2024年12月23日

大津市長

佐藤 健司 様

日本共産党大津湖西地区委員会

委員長 柏木 光信

日本共産党大津市会議員団

幹事長 杉浦 智子

大総総第117号「質疑並びに一般質問における発言内容について（申し入れ）」 に抗議することについて

2024年11月市議会通常会議の質疑・一般質問の最終日、2024年12月5日付で佐藤健司大津市長が、大津市議会議長宛に申し入れされた公文書「大総総第117号 質疑・一般質問における発言内容について（申し入れ）」について、去る12月12日、議長に対し市長に撤回を求めてほしいと申し入れを行い、議長の判断により12月16日の議会運営委員会にて協議されましたが、撤回するとの結論には至りませんでした。しかし私たちは今回の市長の議会に対する申し入れを承服しかねることから、下記のとおり問題点を指摘し、強く抗議するものです。市長におかれては、市民の声に誠実に応えることを強く求めます。

記

1. 市民の代弁者として市民の切実な願いに対する市長答弁を求めた、わが党柏木敬友子市議の発言に対し、議事終了後に「事実誤認」「不適切な発言」などとされたことは、事実上、議員の発言の自由を侵害する「発言封じ」であり、民主主義を蹂躪する重大問題であること。
2. 議会は「言論の府」であり、議員には「発言の自由」が保障されている。地方自治法や会議規則において、「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」（法132条）とあるとのことは留意しつつも、「もしも言論の自由が無くなれば、議員は、その職責を果たすことは到底不可能である」（『議員必携』）とされるほど重要である。
今回の発言には「無礼な言葉」も「他人の私生活にわたる発言」はなく、「不適切な発言」などとする根拠はないこと。「回答を強要（無理に要求すること）」とあるが、「強要」した事実はないこと。
3. 逢坂保育園休園撤回を求める署名に対して「回答を予定していない旨を答弁した」などと、回答拒否を当然視していることは、市の役割を否定し、市民の切実な願い

を受け入れ拒否ともとれるものであること。これでは議会での議員と市当局のやり取りに市民が失望し、市政に対する不信につながりかねないこと。

4. 市長の真意を問うた際、市民の願いである署名の提出や要望に対し回答する法的根拠はないことを前提に、署名に対する受け止めについて質した質問を、カスタマーハラスメント防止の観点から「事実誤認」としている。ところが同申し入れ文中には、この理由が一切書き込まれていない。今後の議会でのやり取りのために文書で残すという市長の意図とは理屈に合わないこと。つまりは市民とわが党への圧力とも言えること。

そもそもこうした形での市長の申し入れは、二元代表制を否定していること。

5. 今般の署名には、在園児やその保護者を不安に追いやり、その思いよりも市の体面を優先するやり方や、大津市の保育実践の歴史を否定するような休園の措置に対する市民の怒り、そして今後の大津市の保育行政に禍根を残すような事態を回避することを願う市民の気持ちが込められている。そうした市民の代弁者である議員の質問は署名に賛同されたお一人お一人の声であり、その方々への答弁であることを市当局は再度認識すべきであること。

以上